

令和 8 年度 黒川消防署大郷出張所浴室及び給湯器修繕工事仕様書

1. 工 事 名 令和 8 年度 黒川消防署大郷出張所浴室及び給湯器修繕工事
2. 目 的 黒川消防署大郷出張所のユニットバスについて、開所当時の平成 1 5 年から使用しているため、劣化による変色・変形、一部ひび割れが認められるため、同時期に設置した給湯器の交換と併せて改修工事を行うもの。また、隣接する手洗用給湯器が故障しているため、これを撤去し新たに設置する浴室用の給湯器から配管・接続を行うもの。
3. 工事場所 黒川郡大郷町中村字東要害 1 1 番地の 6 黒川消防署大郷出張所
4. 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで
5. 内 容
 - ・既設浴室用給湯器及び、手洗い用給湯器を撤去し、新たに石油給湯器を設置。
 - ・ユニットバスの交換工事及び、これに伴う配管工事、造作工事等。
 - ・既設の手洗い側に、新設の給湯器から給水給湯の配管を接続。

※その他数量・詳細等は工事費内訳書のとおり

6. 現地確認

(1) 確認場所

黒川郡大郷町中村字東要害 1 1 番地の 6 黒川消防署大郷出張所

※現場確認を希望する者は、事前に消防本部総務課（022-345-6778）まで連絡すること。

※現場確認時の安全器具等必要なものは持参すること。

※現場確認時において、質問等には原則回答しない。

※現場確認の回数は、各業者 1 回とする。

(2) 確認期間

令和 8 年 7 月 1 5 日（水）から令和 8 年 7 月 1 7 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時まで。（正午から午後 1 時までを除く）

7. そ の 他

- (1) この仕様書の内容について疑義等が生じた場合は、当組合と協議をするものとする。
- (2) 仕様書で定める想定品以外の製品で工事内訳書提出する場合は、同等品以上とし、性能等を証明するため、事前に質問回答書にて「仕様書に対する質疑事項」として当該品の仕様がわかる書類等を添付し、当組合から承認を得ること。
- (3) 提出書類は基本として宮城県建設工事関係例規集に準拠することとするが、契約額に応じて発注者側の指示する書類を提出するものとする。
- (4) 工事完了後、契約履行確認した上で、適法な支払請求書受理後の 4 0 日以内に支払うものとする。
- (5) 消防車両等の出動に支障が無いよう施工すること。
- (6) 工事により発生した廃棄物等は、受注者が責任をもって処分すること。